

山口大学図書館医学部図書館特別利用に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、山口大学図書館医学部図書館利用細則（以下「細則」という。）第3条第4項の規定に基づき、山口大学図書館医学部図書館自動入退館システムを使用して、細則第3条第1項に規定する利用時間以外の利用（以下「特別利用」という。）に関し必要な事項を定める。

(利用の原則)

第2条 特別利用は、教育、研究、学習及び診療に関する情報の収集を行う場合に限る。

(利用者の範囲)

第3条 山口大学図書館医学部図書館（以下「図書館」という。）を特別利用できる者（以下「特別利用者」という。）は、次の者とし、山口大学図書館利用規則第5条第1項に定める図書館利用カードの交付を受けた者とする。

- (1) 職 員：本法人の職員
- (2) 院 生：本学の大学院生
- (3) 学 生：医学部学生
- (4) 医学部所属の研究生又は特別研究学生
- (5) 国家試験（医師、看護師、保健師、助産師及び臨床検査技師に限る。）不合格となった本学医学部卒業生のうち、医学部長が依頼した者
- (6) 本法人と雇用関係のない研修医のうち、医学部附属病院長が診療従事を許可し、依頼した者
- (7) 副館長が特に認めた者

(特別利用の手続)

第4条 特別利用を希望する者は、図書館の主催する特別利用ガイダンスを受講後、内容に同意の上、特別利用申請書を副館長に提出しなければならない。

(図書館への入館)

第5条 図書館への入館にあたっては、図書館利用カードを使用するものとする。なお、入館できる者は、図書館利用カードの持ち主である本人のみとする。

(利用の範囲)

第6条 特別利用できる範囲は、個人学習及びグループ学習、図書館資料の閲覧、貸出及び複写並びに情報検索とする。ただし、貸出は自動貸出装置により貸出できるものに限る。

2 特別利用できる施設は、次のとおりとする。

- (1) 個人学習エリア (2階)
- (2) ブラウジングエリア (1階)
- (3) ITラウンジ (1階)
- (4) リフレッシュラウンジ (1階)
- (5) グループワークエリア (1階)
- (6) コピーコーナー (1階)
- (7) 各書架 (1階、2階)

3 副館長は、必要に応じて利用の範囲を変更することができる。

(遵守事項)

第7条 特別利用者は、図書館内において次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 図書館備付資料は、使用后所定の場所に返却すること。
- (2) 図書館資料を無断で館外に持ち出さないこと。
- (3) 火災予防に留意すること。
- (4) 施設設備を破損又は滅失しないこと。
- (5) 火災等非常事態が発生した場合は、担当者に連絡すること。
- (6) 退館時に無人になる場合は、使用した機の照明の電源を切ること。
- (7) 防犯のため、玄関以外の出入口及び窓の開閉はしないこと。
- (8) 図書館が定める飲食物以外を館内に持ち込まないこと。
- (9) 図書館が定める感染防止対策を行うこと。

(完全休館)

第8条 特別利用も含めた完全休館となる条件は、次のとおりとする。

- (1) 夏季休業期
- (2) 年末年始
- (3) 大学入試関連
- (4) 大学行事 (医学祭等)
- (5) 停電対応および施設設備の整備や障害対応時
- (6) 台風や大雪等の悪天候時

2 副館長は、必要に応じて完全休館する日を変更することができる。

(その他)

第9条 特別利用に関する制限等は、次のとおりとする。

(1) 副館長は、特別利用者が第5条と第7条に違反したとき、若しくは特別利用にあたり不正行為のあったときは、特別利用の停止又は許可しないことができる。

(2) この要項に定めるもののほか、特別利用について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成16年8月31日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年6月5日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和3年10月7日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年11月11日から施行する。